

加工食品の原料原産地表示制度に 関する検討会中間取りまとめ

平成28年11月29日

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

- 目 次 -

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ

1	はじめに	1
2	加工食品の原料原産地表示制度について	5
3	今後の加工食品の原料原産地表示制度の基本的考え方	7
(1)	表示の必要性	7
(2)	商品選択時の有用性	9
(3)	実行可能性の確保	10
(4)	誤認防止への対応	10
(5)	国際貿易規格との整合性	10
4	今後の加工食品の原料原産地表示の対象、方法	11
(1)	義務表示の対象	11
(2)	義務表示の方法	12
(3)	義務表示の例外	13
(4)	義務表示に共通する事項	20
(5)	現行の表示方法	22
(6)	その他	22
5	おわりに	23

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 中間取りまとめ

1 はじめに

近年、急速にグローバル化する日本の食市場において、国産品だけではなく様々な国の原材料を用いた加工食品が我が国で流通しており、消費者の食への関心も以前に比べて高まっている。

現在、国産農林水産物は、3割が生鮮食品として、6割が加工食品の原材料として、国民に提供されている。また、国内で製造される加工食品の原材料のうち、7割は国産農林水産物となっている。しかしながら、現在の加工食品の原料原産地表示のルールでは、加工食品の原材料の産地情報が消費者に十分提供されているとは言えない状況にある。

消費者は、表示による情報を通じて食品を選択しており、消費者利益の観点からは、加工食品の原材料についてもできる限り情報を提供し、食品選択に資する情報が得やすいよう環境整備をしていくことが求められている。

このような中、加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」こととされ、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」ことと整理されたところである。

また、TPP の大筋合意を踏まえ策定された「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」こととされたことを契機として、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を本年 1 月から開催し、加工食品の原料原産地表示に関し、今後の対応方策について幅広く検討することとされた。

さらに、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」とされ、全ての加工食品への導入に向けた実行可能な方策とは何かという観点も踏まえた検討が求められた。

検討に当たっては、消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保に資するよう、できる限り産地情報を充実することが望ましいという観点を基本とし、実際に原料原産地表示を付した食品の生産・流通を担う食品事業者（以下「事業者」という。）にとり実行可能な方策について検討し、食品ロス等の環境負荷を招かないよう、食品の生産・流通の現場で混乱を生じさせることなく表示制度が円滑に運営される必要があることはいうまでもない。

以上のような背景を踏まえ、平成 28 年 1 月 29 日に本検討会が設置され、11 月までの全 10 回にわたり、原料原産地表示の拡大に向けての議論を行った。

検討会では、関係団体、事業者、学識経験者などからヒアリングを行うほか、消費者調査、事業者調査、現地調査なども併せて実施し、委員からは消費者への情報提供の必要性、事業者の実行可能性、消費者の誤認防止など様々な論点につき、幅広い意見が出された。

本報告書は、今後の原料原産地表示制度の在り方が消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保につながるとともに、事業者の実行可能性にも配慮したものとなるよう、検討会における検討結果を取りまとめたものである。

(参考)

消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）（抜粋）

第 4 章 5 年間で取り組むべき施策の内容

2 表示の充実と信頼の確保

（3）食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

平成 25 年 6 月、従来の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に規定されていた食品の表示に関する規定を一元化する食品表示法が成立し、平成 27 年 4 月より施行することとしている。

同法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。（以下略）

食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）（抜粋）

第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

（1）国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施するとともに、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。また、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

（以下略）

総合的な T P P 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 T P P 総合対策本部決定）（抜粋）

Ⅱ T P P 関連政策の目標

3 分野別施策展開

（2）食の安全・安心

T P P 協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

（2）食の安全・安心

- 食品安全に関する情報提供等

（食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討）

日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）

第 2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii）国内バリューチェーンの連結

④ ブランド力を発揮するための環境整備等

- ・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

～600 兆円経済への道筋～（抜粋）

第 2 章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

（2）新たな有望成長市場の創出・拡大

⑥ 攻めの農林水産業の展開

（略）

また、成長産業化を一層進めるため、生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料等）価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、全ての加工食品の原料原産地表示、チェックオフ制度の導入を検討する。

（略）

2 加工食品の原料原産地表示制度について

現在、生鮮食品には原産地の表示が、加工食品についても、輸入品には原産国名の表示が義務付けられ、国内製造の一部に原料原産地名の表示が義務付けられている。

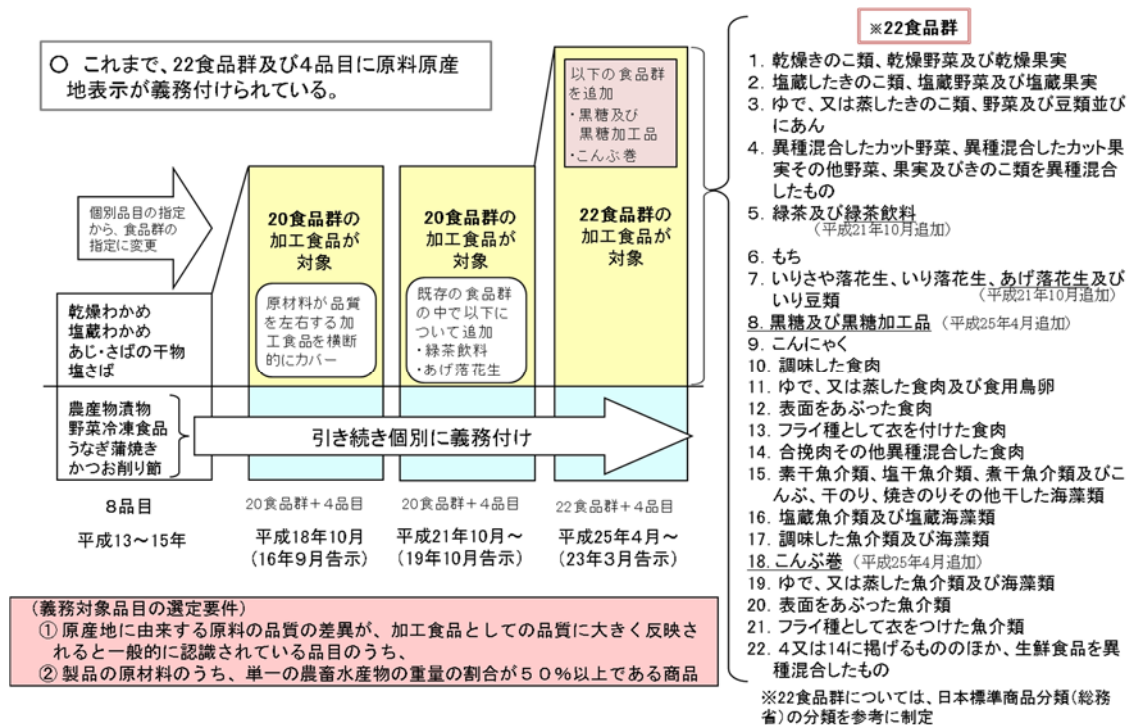
加工食品の原料原産地表示制度は、平成 13 年から、個別の 8 品目について順次義務化を導入した後、平成 16 年には、現行の原料原産地表示制度の原型となる横断的な要件を定め、対象を 20 食品群と 4 つの個別品目に拡大し、その後は要件に従って義務表示対象品目の追加を検討してきた。

しかしながら、義務表示対象品目は、現在までの約 10 年間、平成 21 年に 20 食品群を変えずに緑茶飲料及びあげ落花生を追加、平成 25 年に黒糖及び黒糖加工品並びにこんぶ巻の 2 食品群を追加したのみで、22 食品群と 4 品目にとどまっている。〔図 1 参照〕

「加工食品の自主的表示等の状況調査」においては、義務表示対象の商品の全体に占める割合は、1 店舗内の商品ベースで約 11%にすぎず、また自主的に何らかの産地情報を表示している商品も、全体の約 16%にとどまっている。〔図 2 参照〕

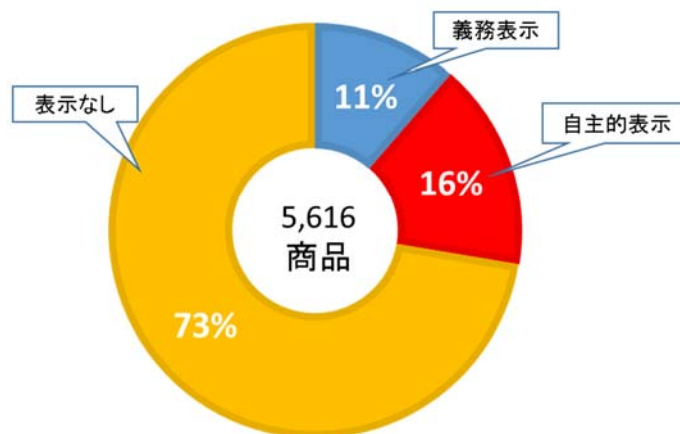
本検討会では、このような従来の方法に従った原料原産地表示制度の拡大の検討には限界があることに鑑み、全ての加工食品を対象とする表示方法として、現行の国別重量順の表示制度を基本としつつ、それが困難な場合としてどのような状況が想定されるか、そしてそのような場合でも対応可能であり、消費者の求める情報が提供可能な表示方法を模索した。

〔図 1〕 原料原産地表示対象品目拡大の推移



第1回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から(一部追記)

〔図 2〕 対象製品に占める義務表示対象商品、自主的表示商品の割合



第5回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料3から

※ 平成28年5月、総合スーパー1店舗の原料原産地の表示がされている加工食品の割合やその表示内容について実地に調査。

※ 義務表示対象の商品は全体の11%、自主的表示されている食品は全体の16%を占めた。

3 今後の加工食品の原料原産地表示制度の基本的考え方

「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）は、食品の表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することなどを目的として表示を義務付ける制度であり、原料原産地表示の目的もこれと異なるものではない。

また、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりを受け、消費者基本計画では、「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」を基本として、原料原産地表示の拡大を含め、食品表示に関する充実と信頼を確保することが明記されている。

このような趣旨を実現するために、次の観点から検討を進めてきたところである。

（１）表示の必要性

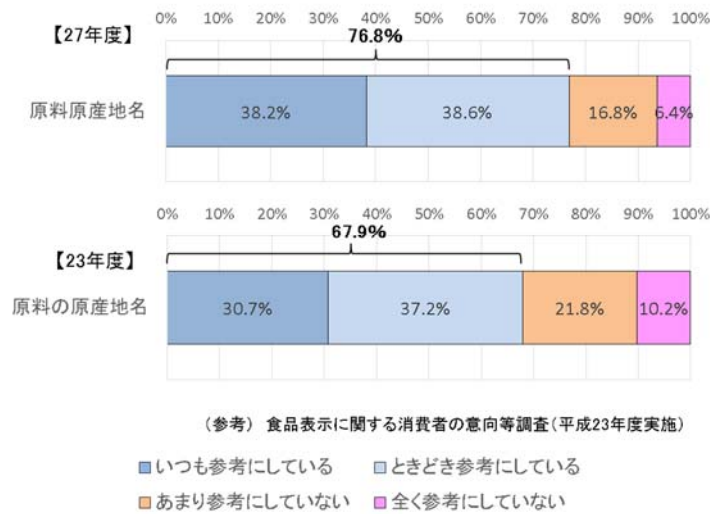
消費者調査では、加工食品を購入する際、原料原産地名を参考に行っている消費者は約 77%に上ることからも、原料原産地表示は、消費者にとって商品選択をする際の重要な情報とされている現状にある。〔図 3、図 4 参照〕

このため、表示に当たっては、後述の事業者の実行可能性を考慮しつつも、分かりやすさが求められ、全ての加工食品に共通する表示制度としてそのような視点も踏まえ検討したところである。

一方で、インターネット等を通じた加工食品に対する企業の情報提供の充実に向けた努力は、加工食品に対する消費者の信頼を確保する上で重要である。

[図 3] 消費者調査 問 1

問1. あなたは加工食品を購入する際、以下に示す食品表示の項目を、商品選択(買うか買わないかを決める)のためにどの程度参考にしていますか。



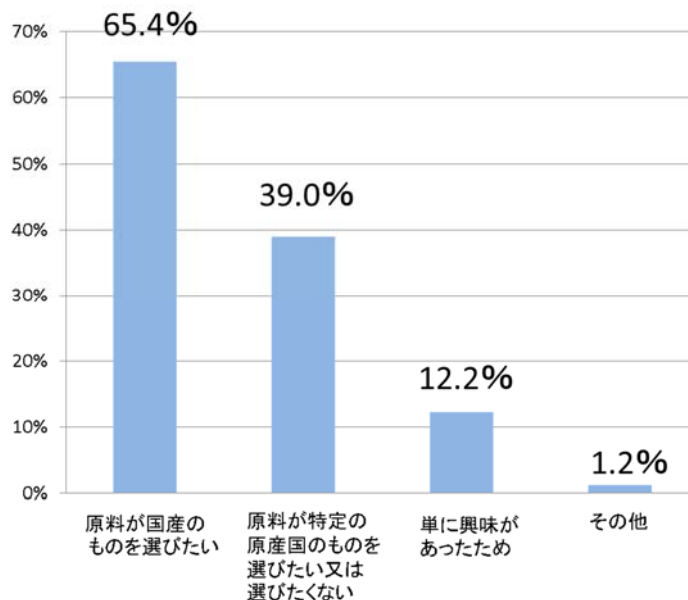
第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

※ 平成 28 年3月、一般消費者 3,000 人を対象とした Web アンケート調査を実施。

※ 加工食品を購入する際に、「原料原産地名」について「いつも参考にしている」又は「ときどき参考にしている」を選んだ人は合わせて 76.8%を占めている。平成 23 年度実施の食品表示に関する消費者意向等調査の結果と同様に、消費者の関心は高い。(n=3,000)

[図 4] 消費者調査 問 3

問3. (問2で、①～③を選んだ方にお聞きします。)
原料原産地情報を参考にする理由は何ですか。
あてはまるものをお選びください。(複数選択可)



※ 回答は有効回収数(回答した人)を基準とした百分率で表している。
このため、合計が100%にならない場合がある。

第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

※ 平成 28 年3月、一般消費者 3,000 人を対象とした Web アンケート調査を実施。

※ 原料原産地表示を参考にする理由としては、「原料が国産のものを選びたい」は 65.4%、次いで「原料が特定の原産国のものを選びたい又は選びたくない」は 39.0%となった。(n=2,777)

(2) 商品選択時の有用性

食品表示は、消費者が商品選択をする際の重要な情報であることから、消費現場での商品選択時に役立つものが求められる。

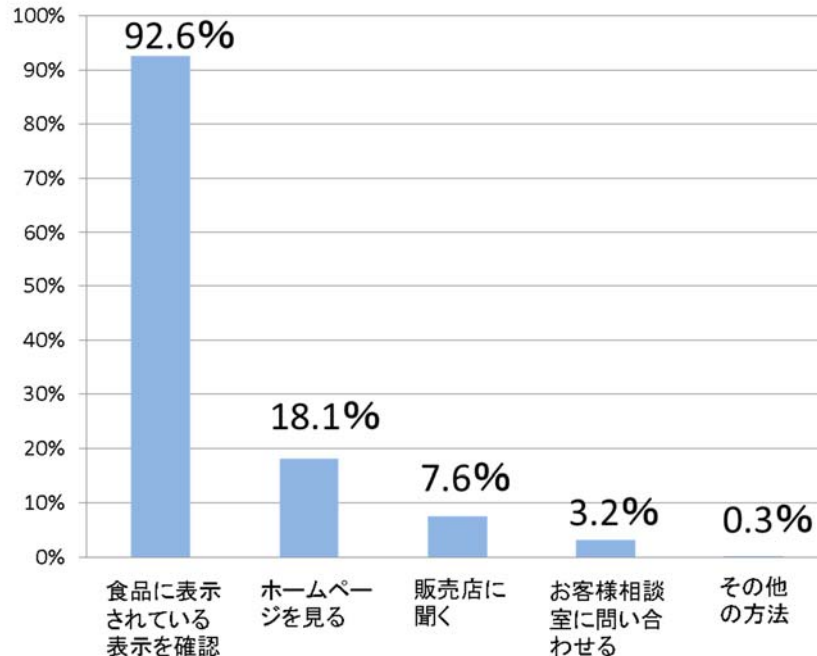
食品表示法に基づく「食品表示基準」(平成 27 年内閣府令第 10 号)では、消費者が商品選択をする際に確認することを可能とするために、加工食品について、容器包装への表示を義務付けている。

消費者調査では、産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が約 93%と最も多く、次いで、「ホームページを見る」が約 18%となっている。[図 5 参照]

これらのことから、原料原産地に関する情報提供方法については、消費者が商品選択時に役立つかどうかという視点も踏まえ検討したものである。

[図 5] 消費者調査 問 4

問4. (問2で①～③を選んだ方にお聞きします。)
あなたは、産地情報を入手する手段として、どのような方法をとりますか。
あてはまるものをお選びください。(複数選択可)



第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

※ 平成 28 年3月、一般消費者 3,000 人を対象とした Web アンケート調査を実施。

※ 産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が 92.6%で最も多く、次いで「ホームページを見る」が 18.1%、「販売店に聞く」が 7.6%、「お客様相談室に問い合わせる」が 3.2%となった。(n=2,777)

(3) 実行可能性の確保

事業者の実行可能性については、頻繁な原材料の原産地の変更に伴う包材の切替え、煩雑な作業の発生等、事業者の負担について考える必要がある。また、単純ミスにより生じる食品回収の問題の発生等にも考慮が必要である。

このため、原料原産地表示の義務付けについては、義務付けの基準が客観的となるように、かつ、事業者の実行可能性に配慮し検討したものである。

(4) 誤認防止への対応

食品表示による情報は、限られたスペースに多くの情報が表示されることから、それらの情報を消費者が正しく読み取れるかが重要となってくる。このため、分かりやすい表示に加え、消費者の誤認防止のための措置を考慮することが必要である。

ただし、どのような表示方法であっても、消費者の誤認を全て防ぐことは難しいため、誤認防止の対応は、表示方法の工夫に加えて、消費者啓発が必要となってくるという視点も踏まえ検討したものである。

(5) 国際貿易規格との整合性

食品表示の国際貿易規格であるコーデックス委員会が定める規格では、原料原産地表示に関する規定はない。よって、各国の裁量に委ねられている部分であり、外国の産品を差別的に取り扱うなどの不公平な制度でない限り、原料原産地表示の義務付けは問題ないと考えられる。また、現在に至るまで、我が国の原料原産地表示制度の導入及びその拡大について、国際的な問題となった事例はない。

なお、韓国では、原則全ての加工食品に原料原産地表示が義務付けられているほか、国産原材料の使用割合表示を義務付けているオーストラリア、一部の品目への原料原産地表示や、有機食品への農産物のE U域内外の原産地の表示を義務付けているE Uなど、様々な形で原料原産地に関する表示を制度化している国・地域が見られる状況となっている。

4 今後の加工食品の原料原産地表示の対象、方法

(1) 義務表示の対象

義務表示の対象となる加工食品及び原材料について、全ての加工食品について、重量割合上位 1 位の原材料の原産地を義務表示の対象とする。

ア 義務表示の対象となる加工食品

原料原産地表示は、商品選択の際の重要な情報であり、国内で製造し、又は加工した全ての加工食品を義務表示の対象とすることが適当である。

しかし、現行の食品表示基準に則して、引き続き、以下の場合には、原料原産地表示を要しないこととすることが適当である。

- ・ 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・ 不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く)する場合
- ・ 容器包装に入れずに販売する場合

また、以下の場合には、現行のとおり原料原産地表示を省略することができることが適当である。

- ・ 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合

イ 義務表示の対象となる原材料（対象原材料）

消費者への情報提供の観点からはできるだけ多くの原材料を義務表示の対象とすることが望ましく、製品に占める重量割合が上位 2 位、3 位までの原材料を対象とすべきとの意見があったが、事業者の実行可能性も勘案し、製品に占める重量割合上位 1 位の原材料を義務表示の対象とすることが適当である。

なお、事業者が自主的に重量割合上位 2 位以降の原材料についても、原料原産地表示を行うことを妨げない制度とすることが適当である。

また、いわゆる「冠表示」は、特定の原材料の名称を、商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示方法を一般に指すが、食品表示法の定義はなく、また、新たに定義付けることも困難であるため、義務表示ではなく、国がガイドライン等を示すことにより普及していくことが適当

である。

(2) 義務表示の方法

「国別重量順表示」を原則とする。ただし、「国別重量順表示」が難しい場合には、消費者の誤認を防止するための方法を明確にした上で、例外の表示を認める。

対象原材料の産地について「国別重量順表示」を原則とする。表示方法については、基本的には、既に定着している現行の「国別重量順表示」の方法によることが適当である。〔図6-1 参照〕

具体的には、対象原材料の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示することを原則とするが、原産国が3か国以上ある場合は、現行ルールと同様、3か国目以降を「その他」と表示することができる。〔図6-2 参照〕

〔図6-1〕 「国別重量順表示」の表示例①

(国別重量順表示)

名 称	ソーセージ
原材料名	豚肉(カナダ、アメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料、

※添加物は省略。

名 称	小麦粉
原材料名	小麦(アメリカ、カナダ)

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

〔図6-2〕 「国別重量順表示」の表示例②

(「その他」を用いた表示)

名 称	ソーセージ
原材料名	豚肉(カナダ、アメリカ、その他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※添加物は省略。

名 称	小麦粉
原材料名	小麦(アメリカ、カナダ、その他)

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

(3) 義務表示の例外

(2) のように、対象原材料の産地については、「国別重量順表示」を原則としつつ、産地切替えにより容器包装の変更が必要となるなど、当該商品での「国別重量順表示」が難しい場合や、対象原材料が中間加工原材料である場合にも、消費者にできる限り充実した産地情報を提供する制度とすべきであり、表示を全くしないことを許容したり、あるいは、原則以外を表示を一切禁止するということは適当でない。しっかりとした条件付けの下で、実行可能な代替的な表示を義務付ける表示ルールを定め、いずれかの表示を行うこととすべきである。また、その際、消費者の誤認が生じないよう適切な措置をとることも必要である。

具体的には、一定の条件を満たす場合には、過去の実績等を踏まえた「可能性表示」、「大括り表示」を認めるとともに、中間加工原材料についての表示は、当該中間加工原材料の「製造地表示」を認めることとし、消費者の選択に資する情報を含む表示を行うことを義務付けることにより、情報提供の範囲をできるだけ拡大することが適当である。

なお、「大括り表示」は認めるが「可能性表示」及び「製造地表示」の代わりに「原産地不特定」とする提案や、「国別重量順表示」が難しい場合に原産地を表示しないとする提案については、消費者にできる限り充実した産地情報を提供する制度とする観点から適当でないとされた。

ア 可能性表示（「又は」表示）

「国別重量順表示」を行った場合に容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、過去実績等を踏まえた表示（以下「可能性表示」という。）を行うことができる。

(表示方法)

「可能性表示」とは、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の取扱い実績等に基づき表示されるものである。〔図 7-1 参照〕

現行の食品表示基準と同様、原産国が 3 か国以上ある場合は、3 か国目を降を「その他」と表示することができるものとする。〔図 7-2 参照〕

〔図 7-1〕 「可能性表示」の表示例①

(外国の産地を「又は」でつないで表示)

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉(カナダ又はアメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順 ※添加物は省略。

名 称	こいくちしょうゆ
原材料名	大豆(アメリカ又はカナダ又はブラジル)、小麦、食塩

※大豆の産地は、平成〇年から2年間の取扱実績順 ※添加物は省略。

(外国産と国産を「又は」でつないで表示)

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順 ※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

〔図 7-2〕 「可能性表示」の表示例②

(「その他」を用いた表示)

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉(カナダ又はアメリカ又はその他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年までの使用予定の順に基づき表示 ※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

(認める条件)

「可能性表示」は、あくまで例外の一つであり、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて、「国別重量順表示」を行おうとした場合には、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、「国別重量順表示」が困難であると見込まれる場合に限り認めることが適当である。

(誤認防止)

「可能性表示」について、商品と表示の内容が一对一对応せず、消費者が誤認する可能性について指摘された。しかしながら、原料原産地表示を求める消費者の要望に応えていくためには、原料原産地に係る情報提供を広げていくことをまず第一に考え、その上でそれを受け取る消費者が誤認するリスクの低減を図っていくことが適当である。このため、消費者の誤認が生じないように、過去の使用実績等に基づく表示であることを

原産地の表示とともに容器包装に注意書きするなど、明確な根拠を持った表示である旨の注意書きを付記させることとすることが適当である。

「可能性表示」は、商品に使用されている可能性がある原産地の原材料について、使用実績又は使用計画等の明確な根拠に基づき産地を列挙する方法であることから、表示されている産地の原材料が全て使われているとは限らず、例えば、表示された国のうちの1か国のみが使われている場合もあるが、使用可能性のない国名が表示されることはなく、表示された国名以外の原産国の原材料が使われることもない。また、使用実績又は使用計画により、重量割合の高いものから順に産地を表示する必要がある、一定の期間を通じて、使用割合が高いと見込まれる原産国名が上位に表示され、逆に、使用割合が少ないと見込まれる原産国名は下位に表示される。以上のことから、消費者の食品選択に当たり、有意な情報を提供する方法であると考えられる。

イ 大括り表示（「輸入」表示）

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、「大括り表示」を行うことができる。

（表示方法）

「大括り表示」とは、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示する方法である。〔図8-1参照〕

なお、輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品（合計）と国産との間で、重量の割合の高いものから順に表示するものとする。〔図8-2参照〕

〔図8-1〕 「大括り表示」の表示例①

（外国産のみ使用）

名 称	ロースハム
原材料名	豚ロース肉（輸入）、糖類（水あめ、砂糖）、食塩

※添加物は省略。

名 称	こいくちしょうゆ
原材料名	大豆（輸入）、小麦、食塩

※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

〔図 8-2〕 「大括り表示」の表示例②

(国産と外国産を混合して使用)

名 称	ロースハム
原材料名	豚ロース肉(国産、輸入)、糖類(水あめ、砂糖)、食塩

※添加物は省略。

名 称	こいくちしょうゆ
原材料名	大豆(輸入、国産)、小麦、食塩

※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

(認める条件)

「大括り表示」も、あくまで例外の一つであり、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて「国別重量順表示」を行おうとした場合には、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、「国別重量順表示」が困難であると見込まれる場合に限り認めることが適当である。

「大括り表示」については、外国の産地国名が表示されず、特定の国を知りたいという消費者の要望に応えていないとの指摘があった。しかしながら、国産原料か外国産原料かは明確であり、少なくともこの情報を知りたい消費者にとり有意な表示であると考えられる。

「輸入」と表示されれば、当該商品の重量順第1位の原材料には国産は使用されていない、「輸入、国産」と表示されれば、当該商品の原材料として、輸入と国産が混合して使用され、輸入の割合の方が多い、という情報が提供されることとなる。

なお、外国の産地が2か国までの場合は、「大括り表示」は認められない。

ウ 大括り表示＋可能性表示

「大括り表示」を用いても容器包装の変更が生じると見込まれる場合のみ、「大括り表示＋可能性表示」を行うことができる。

(表示方法)

「大括り表示＋可能性表示」とは、過去の実績等に基づき、3以上

の外国の産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示できるとする方法である。〔図9参照〕

〔図9〕 「大括り表示＋可能性表示」の表示例

（表示例）

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

※添加物は省略。

名 称	小麦粉
原材料名	小麦（輸入又は国産）

※小麦の産地は、平成〇年の取扱実績順

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

（認める条件）

「大括り表示＋可能性表示」は、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて、「大括り表示」を行おうとした場合には、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、「大括り表示」のみでは表示が困難であると見込まれる場合に限り認めることが適当である。

（誤認防止）

ただし、消費者の誤認が生じないように、過去の使用実績等に基づく表示であることを原産地の表示とともに容器包装に注意書きするなど、明確な根拠を持った表示である旨の注意書きを付記させることとすることが適当である。

「大括り表示＋可能性表示」は、その必要性について疑問が指摘された。しかしながら、事業者に対する調査によれば、図10で示された事例の様に、対象原材料について、3か国以上の外国から輸入するとともに輸入品と国産の割合が、製造の月単位、季節単位で変動する場合などもあることを事業者から示されている。このため、この調達方法の実情に沿った実行可能な表示方法は、「輸入又は国産（国産又は輸入）」といった「大括り表示」に「可能性表示」を加味した表示となる。

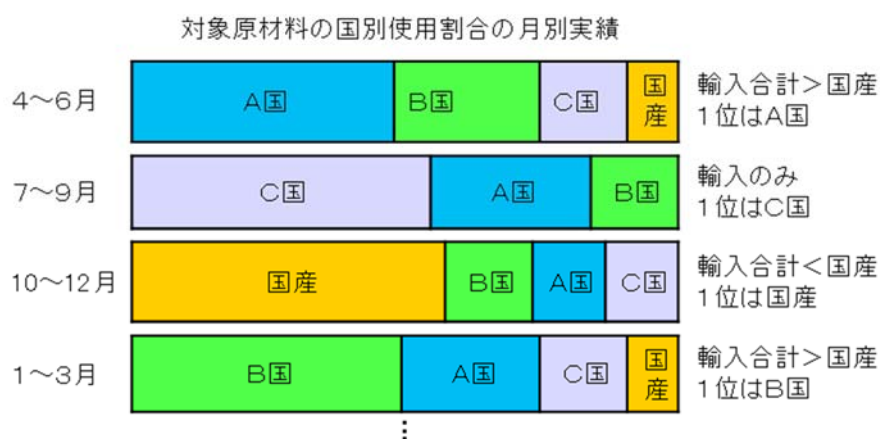
また、この表示については、どのような情報が提供されるのか分かりにくいとの指摘もあった。しかしながら、ルールを正しく理解すれば、例え

ば「輸入又は国産」の表示であれば、①一定の期間を通じてみると、国産よりも輸入の割合が高いこと、②輸入国数が3か国以上であることを示すものであり、消費者の選択に資する一定の情報を提供することができる。

さらに、原産国を知りたいという消費者の要望に応えていないとの指摘もあった。しかしながら、当該原料について、図10のような調達方法となっている場合には、実行可能な表示方法として、最大限消費者に情報を提供できる案と考えられる。なお、このような事例が全体の中に占める割合はかなり小さいと見込まれる。

以上のことから、「大括り表示＋可能性表示」は、使用できる条件を明確にした上で、認められる表示方法の一つとすべきと考えられる。

〔図10〕 「大括り表示＋可能性表示」が認められる条件例



第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

エ 中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を「〇〇製造」と表示する。

(表示方法)

中間加工原材料の「製造地表示」とは、対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を「〇〇(国名)製造」と表示する方法である。〔図11-1参照〕

ただし、中間加工原材料である対象原材料の原料の産地が判明している場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原料名とともにその産地

を表示することができる。[図 11-2 参照]

[図 11-1] 中間加工原材料の表示例①

(製造地を表示)

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖
※添加物は省略。	
名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、水あめ、砂糖、ショートニング、植物油脂、鶏卵、ココアパウダー、アブリコットペースト、準チョコレート、食塩
※添加物は省略。	
名 称	食パン
原材料名	小麦粉(国内製造)、糖類、ファットスプレッド、米粉、パン酵母、脱脂粉乳、食塩、発酵種
※添加物は省略。	
名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁(ドイツ製造又は国内製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖
※りんご果汁の製造地は、平成〇年の取扱実績順	
※添加物は省略。	

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1を基に作成

[図 11-2] 中間加工原材料の表示例②

(中間加工原材料の原料の産地を表示)

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁(りんご(ドイツ、ハンガリー))、果糖ぶどう糖液糖、果糖
※添加物は省略。	
名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(カカオマス(カカオ豆(コートジボワール、ガーナ、インドネシア))、砂糖、ココアバター)、…
※添加物は省略。	

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1を基に作成

(表示の必要性)

中間加工原材料は、生鮮原材料と同様に対象原材料そのものであることから、中間加工原材料の「製造地表示」は、ア～ウで示された「可能性表示」や「大括り表示」などの「国別重量順表示」の例外としての位置付けとは異なる取扱いが必要である。

加工食品は、同一品目の商品であっても、自社工場で生鮮原材料から一貫して製造している場合もあれば、他社工場で製造された中間加工原料

料を使用して製造する場合もあり、その製造方法は多種多様である。

こうした中間加工原材料について、生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難なため、仮に、生鮮原材料のみを義務表示の対象とした場合、市場には、同一品目の商品であっても、原料原産地表示がされているものと、そうでないものが混在することになる。また、生鮮原材料から一貫して製造している場合のみ義務表示の対象とすることは、事業者間の不公平感を生じさせるおそれもある。

一方で、中間加工原材料は、それ自体が1つの加工食品であり、生鮮食品と同じように流通している。食品表示基準では、輸入された加工食品については、製造された国名（原産国名）を表示することを義務付けており、加工食品の原材料である加工食品（＝中間加工原材料）についても、それがどの地域、国で製造されたかの情報は、消費者の選択にとって有用な情報であると考えられる。

以上のことから、事業者の実行可能性を踏まえ、対象原材料が中間加工原材料である場合には、この「製造地表示」を表示させることとした上で、対象加工原材料の原料の産地が判明している場合には、当該産地を表示することを可能とすることとする。なお、「製造地表示」においても、製造地の「国別重量順表示」を原則とし、「製造地表示」での「可能性表示」や「大括り表示」の例外を認めることが適当である。

中間加工原材料の「製造地表示」について、中間加工原材料の原料である生鮮原材料の産地と消費者が誤認する可能性について指摘されたが、現在の表示制度において「〇〇加工」であれば生鮮原材料の産地を示すものではなく、表示可能であるとの整理が既になされている。

検討会では、表示方法として、当初、「〇〇加工」が検討されたが、「加工」であれば、単なる切断や混合等を行った場合にも原産国として表示が認められることになりかねないため、更に厳格に、「〇〇製造」として、「製造」すなわち、その原料として使用したものとは本質的に異なる新たな物を作り出した場合に限り、その製造が行われた国を表示させることが適当である。

（４）義務表示に共通する事項

ア 誤認防止

新しい表示方法を導入するに当たり、誤認防止策を講ずることは、消費者が自発的かつ合理的に食品を選択する機会を確保するために重要である。このため、使用割合が極めて少ない産地については、消費者の誤認が生じないように、例えば、割合を表示する、又は〇〇産と表示しないなどの表示方法を講ずることが適当である。

中間加工原材料の「製造地表示」について、消費者に生鮮原材料の産地と誤認されないようにすることを含め、新しい表示方法について、消費者の正確な理解に資するよう、行政や関係者による説明会や勉強会の開催、事業者による消費者の疑問に対する自主的な対応など、国、事業者、消費者団体による消費者啓発が行われることを期待し、消費者も自ら積極的にそれらに参加することが求められる。

イ 表示媒体

消費者調査では、産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が約 93%と最も多く、次いで、「ホームページを見る」が約 18%となっていることから、消費者は産地情報の入手に当たって、容器包装の表示を参考としている場合が圧倒的に多い[図 5 参照]。また、特に高齢者などの中にはインターネットリテラシーが十分でない方もいることから、義務表示は容器包装への表示により行うことが適当である。

なお、義務表示は容器包装への表示により行うものとするが、補足的にインターネットなどにより詳細な情報提供を行うため、事業者は自主的かつ積極的な情報提供に努めることが適当である。

[図 12] インターネットによる情報提供の表示例

(インターネットによる情報提供のイメージ)

名 称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉（国産又は輸入）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

※主要な原料の産地の詳細については、〇〇ホームページ、お客様相談室にお問合せください。

※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

ウ 書類の備置き

事業者は、基本的に、自ら製造、販売等する食品に係る情報を記載した書類等を整備し、保存しているところであるが、例外表示の際に表示内容が正しいことを確認できるよう、過去の使用実績等の根拠となる書類の備置き等を必要とすることが適当である。

(5) 現行の表示方法

既に原料原産地表示が義務付けられている 22 食品群と 4 品目の現行の表示方法は、原則による「国別重量順表示」で実施されており、消費者に対する情報提供のレベルを下げないようにする観点から、そのまま維持することが適当である。

(6) その他

ア 経過措置

今般の加工食品の原料原産地表示の在り方については、抜本的に改正が行われるため、今後着手する食品表示基準の改正に当たっては、パブリックコメント等により広く国民の声を聞くものとし、施行に当たっては、事業者の包材の改版状況も勘案して、十分な経過措置期間をおくことが適当である。

イ 消費者への啓発活動の推進

今般、抜本的に加工食品の原料原産地表示制度が変わり、原則としては「国別重量順表示」であることを始め、認められる例外の表示についても、今後、消費者への啓発を行政及び関連する団体が相まって複層的に行うことが必要である。

「国別重量順表示」、「可能性表示」、「大括り表示」と「製造地表示」により原料原産地表示された同一品目の商品が、店頭に並ぶ可能性が想定される。新しい制度であるため、消費者への啓発活動が重要であり、政府は、パンフレット作成や説明会を実施することなどにより、積極的に啓発活動を行っていくことを、また、事業者においても、原則である「国別重量順表示」での対応を期待する。

なお、消費者自身も、新しい加工食品の原料原産地表示制度に関し自ら学習し、消費者の食品表示リテラシーを消費者自身で向上させていくことも求められる。

ウ 行政による監視

行政には、食品表示制度の適正な運用のため、引き続き、効果的かつ効率的な監視に努めることを期待する。

エ おにぎりののり

検討会においては、個別品目として、おにぎりののりについても議論された。おにぎりという国民食において、のりの原料原産地は、のり生産者の意向も強く、消費者の商品選択の上で重要な情報と考えられ、表示義務付けの実行可能性があると見込まれることから、義務表示の対象とすることについて異論はなかった。

5 おわりに

食品は、商品の多種多様化、フードチェーンの複雑化・国際化等により、その内容に関する情報が消費者からは、ますます分かりにくくなっている。

食品表示は、食品そのものを見るだけでは分からない食品の素性を明らかにするものであり、この情報が正確に伝達されることにより、消費者がその情報に基づき「自主的かつ合理的な選択」を行うことができるようにするという役割を果たしている。

加工食品においては、その原材料の属性としてその産地が消費者に高い関心を持たれてきており、その情報をいかに充実するかは長年の課題であり、加工食品の原料原産地表示については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号。以下「旧 JAS 法」という。）の下で、その拡大に向けて、これまで何度も検討が行われてきた。

平成 25 年に食品表示法が制定され、消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的が旧 JAS 法の品質に関する適正な表示から拡大され、自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保が、食品表示基準を定める趣旨として正面から位置付けられた。

こうした中で、検討が行われ、取りまとめた今回の案は、従来の原料原産地に係る情報を格段に充実するものとなることが期待される。食品表示基準に適切に位置付けられれば、原則全ての加工食品について、現在原材料として表示されている重量割合第1位の原材料について、その産地の表示が行われることになる。「国別重量順表示」が原則となり、調達実態からそれが可能でない場合についても消費者の選択に資する一定の有用な情報が必ず表示されることになる。消費者は、この表示により、原材料が国産か輸入か、国産の重量割合が多いのか少ないのかの情報を得ることが可能になり、その情報に基づいて、加工食品を選択できるようになる。

今回の案を実行に移すには、表示義務者となる中小企業を含む事業者に対する丁寧な説明と、表示により情報を受け取る消費者への十分な周知が不可欠であるが、これらが実現したときには、消費者の自主的かつ合理的な選択に大いに貢献する制度となることが期待される。

政府においては、本報告書の内容を十分に尊重の上、消費者、事業者、生産者など幅広い主体の意見を聴きながら、更に検討を深め、具体的な制度設計を行うことにより、原料原産地表示の拡大を図っていくことを期待する。

【加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 検討経過】

《第1回（1月29日）》

- 検討会の設置について
- 加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情
- 今後の進め方等について

《第2回（3月1日）》

- 過去の検討の経緯について
- 委員からの意見開陳について（夏目委員、永田委員、市川委員、金井委員、長屋委員、鈴木委員）

《第3回（3月31日）》

- 委員からの意見開陳について（岩岡委員、近藤委員、毛利委員、櫛委員、田熊委員、武石委員、富松委員）
- 事業者調査、消費者調査について

《第4回（4月27日）》

- 関係者からのヒアリング
 - ・一般社団法人日本養豚協会 志澤氏
 - ・公益財団法人青森県りんご協会 奈良氏
 - ・一般社団法人日本冷凍食品協会 尾辻氏
 - ・一般社団法人日本果汁協会 川村氏
 - ・製粉協会 滝原氏
 - ・日本ハム株式会社 内藤氏
 - ・食品表示を考える市民ネットワーク 神山氏
 - ・一般財団法人日本消費者協会 佐伯氏
 - ・主婦連合会 佐野氏

《第5回（6月13日）》

- 関係者からのヒアリング
 - ・株式会社フルーツバスケット 戎谷氏
 - ・笠原産業株式会社 笠原氏
 - ・福島県醤油醸造協同組合 紅林氏
 - ・三黒製菓株式会社 黒川氏
 - ・株式会社平牧工房 志田氏

○その他

- (1) 韓国における加工食品の原料原産地表示制度
- (2) 加工食品の自主的表示等の状況調査について
- (3) おにぎりに関する調査について
- (4) 検討会におけるこれまでの意見について

《第6回（7月26日）》

○加工食品の原料原産地表示制度の検討に当たっての論点

○その他

- ・オーストラリアにおける原料の原産地表示制度

《第7回（8月23日）》

○実行可能な方策についての検討

《第8回（9月12日）》

○実行可能な方策についての検討

《第9回（10月5日）》

○今後の加工食品の原料原産地表示制度について

《第10回（11月2日）》

○中間取りまとめ（案）について

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会開催要領

第 1 趣旨

加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」とされており、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」とされている。

また、「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とされている。

以上を踏まえ、消費者庁と農林水産省の共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、今後の対応方策について幅広く検討する。

第 2 検討項目

- （1）現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- （2）加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策
- （3）その他

第 3 スケジュール及び進め方

現行の加工食品の原料原産地表示制度や事業者の取組状況等を踏まえ、関係者からヒアリング等を行いつつ検討を進め、平成 28 年秋を目途に中間的な取りまとめを行う。

第 4 委員等

- （1）委員は、別紙の者で組織する。
- （2）検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- （3）座長は、検討会を統括する。
- （4）座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

第 5 運営

- （1）検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課及び農林水産省消費・安全局消費者行政課において処理する。
- （2）座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席

を求め、意見を聴くことができる。

(3) 検討会は原則として公開にて行う。

(4) 検討会の資料は、各回終了後、ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

(5) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、ウェブサイト等において公表する。

(6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

【加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 委員名簿】

- いけど 池戸 ^{しげのぶ} 重信 宮城大学 名誉教授
- いちい 櫛 ^{ともひこ} 友彦 日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
- いちかわ 市川 ^{まりこ} まりこ 食のコミュニケーション円卓会議 代表
- いわおか 岩岡 ^{ひろやす} 宏保 一般社団法人全国消費者団体連絡会 共同代表
- かない 金井 ^{たけし} 健 全国農業協同組合中央会 常務理事
- こんどう 近藤 ^{こうじ} 康二 公益社団法人中央畜産会 常務理事
- さいとう 齊藤 ^{ひでき} 秀樹 公益財団法人全国老人クラブ連合会 常務理事
- すずき 鈴木 ^{ただし} 忠 日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
- たくま 田熊 ^{もとひこ} 元彦 株式会社伊藤園 生産本部 副本部長 執行役員
- たけいし 武石 ^{とおる} 徹 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
- たけうち 竹内 ^{としえ} 淑恵 法政大学 経営学部 教授
- とみまつ 富松 ^{とおる} 徹 味の素株式会社 品質保証部 品質保証推進グループ長
- ながた 永田 ^{ゆうこ} 裕子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 副代表
- ながや 長屋 ^{のぶひろ} 信博 全国漁業協同組合連合会 代表理事専務
- なつめ 夏目 ^{さとこ} 智子 全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
- もうり 毛利 ^{よしひろ} 嘉宏 株式会社野菜くらぶ 専務取締役
- ◎ もりみつ 森光 ^{やすじろう} 康次郎 お茶の水女子大学大学院 教授

(◎座長、○座長代理、五十音順、敬称略)

加工食品の原料原産地表示の拡大

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品

(ただし、現行同様、外食、いわゆるインストア加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位 1 位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A 国、B 国)

(A 国、B 国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

可能性表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A 国又は B 国)

(A 国又は国産)

(A 国又は B 国又はその他)

と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

大括り表示

例：(輸入)

(輸入、国産)

と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3 以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示＋可能性表示

「大括り表示」を用いても産地切替えなどのために容器包装の変更が生じると見込まれる場合、過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

中間加工原材料の製造地表示

(対象原材料が中間加工原材料である場合)

例：(A 国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

